

令和5年嵐山町農業委員会 第4回総会議事録

1. 開会日時 令和5年4月26日(水) 午前10時30分
から午前11時00分

2. 開催場所 嵐山町役場 204・205会議室

3. 出席委員(出席者8名)

農業委員

第1番 瀬山和令 第2番 金井敏隆 第3番 内田公生 第4番 内田久子

第5番 安藤紀子 第6番 杉田健一 第7番 青木美恵子 第8番 杉田 哲

4. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第7号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出につ
いて

日程第 5 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 寧

事務局 内田雅幸

議長 (総会招集あいさつ)

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は8名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第6条の規定による、
定足数に達しております。

議長 よって、令和5年嵐山町農業委員会第4回総会は成
立しました。

これより開会します。

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第3 内田 公生 委員

議席番号 第4 内田 久子 委員

議席番号 第5 安藤 紀子 委員

議長 以上3委員を指名します。

議長

続きますして、日程第2 会期の決定を議題とします。会期は、本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

続きますして、日程第3 諸般の報告をします。初めに、農業委員会第4回総会に提出されました議案について報告します。報告第7号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について1件、議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について1件、合計2件です。

議長

次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

議長

以上で、報告を終わります。

議長

続きまして、日程第4 報告第7号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第7号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、説明いたします。

届出地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△△番△ 外△筆 地目：畑、合計面積：339㎡です。

譲受人は、ふじみ野市〇〇〇〇△丁目△番△号氏名A氏 外△名です。

譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地氏名B氏です。

事務局

転用目的は、自己用住宅です。

令和5年4月3日、嵐山町農業委員会事務局長専決規程に基づき、受理しております。以上です。

議長

ありがとうございました。

この件につきましては、嵐山町農業委員会事務局専決規定第3条に基づく専決処分の報告事項ですので、ご了承願います。

議長

続きまして、日程第5 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局

申請地は比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△△
番 外△筆、地目：畑、面積：計1,392㎡です。

譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地の△
有限会社〇〇〇〇 代表取締役 氏名C氏です。

譲渡人は、比企郡小川町大字〇〇〇△△△番△
氏名D氏 外1名です。

転用目的は資材置場です。

申請者は、平沢にある営業所にて、石材業を営んで
おります。業務内容は、各種墓石の設計及び施工、石
材製品加工です。現在、営業所内敷地の一部を資材置
場として利用していますが、当敷地内には事務所、工
事車両2t車1台、軽トラック1台、お客様用3台分の駐
車スペース、その他モデル墓石、石材加工品等々があ
り、大変手狭になり、業務上支障がでている状況です。

事務局

土地の選定条件としては、嵐山町内であること、営業所に近いことが希望で、市街化区域内のいくつかの候補地を検討しましたが、住宅建築のために残しておきたい等の理由から、断られたとのこと。その後、知人から当申請地を紹介され、敷地も十分広く、道路に接しており、資材置場に適地であったため、当申請に至ったとのこと。

それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準に沿った、説明をさせていただきます。

事業計画：令和5年6月10日から25年間の貸借契約

農地区分：第2種農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

資力及び信用：過去に違反転用はなく、賃料が発生しない使用貸借であるため、問題ないと思われま。

事務局

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性:許可後、すぐに着工し、1ヶ月ほどで工事が完了することによって、遅滞なく行われると思われれます。

計画面積の妥当性:必要最低限の面積を許可基準としております。周辺の状況等を考えたなかで、やむを得ないと考えます。

周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支障の有無:隣接農地への営農条件や総合的な利用に支障はないと考えます。

尚、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、行政庁の免許・許可・認可等の処分の見込み、農地以外の土地の利用見込み、宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性、一時転用である場合にはその妥当性、法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、全て該当しません。

事務局

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ。

内田委員

2筆の境界にある水路分に特段影響はないのか。

事務局

V字型側溝を入れるが、水路に影響は及ぶことはないと考えられる。

内田委員

分かりました。ありがとうございました。

瀬山委員

現在、資材の仮置き場となっている場所は、雑種地で間違いないか。隣の畑に置いてしまっている可能性はないか。

事務局 現地を確認したが、申請書のとおりで、雑種地に資材を置いていることに間違いはない。

瀬山委員 分かりました。ありがとうございました。

議長 質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第3班瀬山委員、お願いします。

瀬山委員 4月17日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。〇〇の□側にある農地であり、資材置場に転用予定です。周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたしました。以上報告いたします。

議長 ありがとうございました。

議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知事に進達することに決定しました。

議長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

議長 以上を持ちまして、令和5年嵐山町農業委員会第4回総会を閉会します。

議長 ご苦労様でした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議長 杉田 哲

委員 内田 公生

委員 内田 久子

委員 安藤 紀子
